

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月19日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社大阪証券取引所

【届出者の住所又は所在地】 大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 ( 06 ) 4706 - 0800

【事務連絡者氏名】 代表取締役常務取締役 小島 茂夫

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
( 大阪府大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社大阪証券取引所をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ジャスダック証券取引所をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

株式会社ジャスダック証券取引所

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

当社は、金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所、金融商品取引清算機関であり、取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業を主な事業としています。当社は、株価指数先物・オプション取引を始めとするデリバティブ取引を主力とする金融商品取引所であり、国内のデリバティブ取引所では最も大きな取引高を持っています。また、株券、上場投資信託（ETF）等を始めとする有価証券の売買も行っており、その中核に位置付けられるのが市場第一部・第二部及び新興企業向け市場（以下「新興市場」といいます。）であるニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」です。当社は、我が国経済の成長を支えるこれら市場の品質と効率性・利便性の向上に取り組んでいます。

一方、対象者は、当社と同じく金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所であり、取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業としています。対象者は、新興市場に特化した運営を特色とする取引所であり、我が国のIPO（新規株式公開）件数の約4割（平成19年実績）を占める等、一定のプレゼンスを有しています。

当社及び対象者の双方が開設・運営している新興市場では、一部の上場企業の不祥事等に端を発した不信感の高まりやIPO市場の冷込み等により、近年では新規上場件数や売買代金が低下傾向にある状況です。そのため、市場参加者からの信頼や市場における流動性を回復させ、信頼性、効率性、透明性の高い新興市場を構築することが当社及び対象者における目下の課題となっております。

また、取引を処理するための売買システムの性能が取引所の競争力を左右する傾向が強まる中、取引所が支出するシステム関連費用は増大する傾向にあります。しかしながら、取引所の営業収益が株式市況に応じて大きく変動しやすいものである一方で、これらの費用は営業収益に関係なく一定額の支出が必要な固定費としての性質が強いため、取引所は市況低迷時には急激に収支が悪化するリスクを抱えているといえ、このリスクへの対処が取引所における営業収益確保のための課題となっています。特に、対象者は新興市場に特化した運営を特色としていることから、近年の新興市場の低迷等の影響を受け、証券会社等の参加者や上場会社から受け取る手数料収入が減少し、対象者の平成20年3月期決算は営業赤字となる等、当該リスクが顕在化しつつある状況にあると認識しています。

国内には現在当社及び対象者を含めて6つの証券取引所が存在し、それぞれが新興市場を開設・運営し競合する状態にあります。現在の新興市場の低迷の原因の一つである一部の上場企業の不祥事等の背景には、過大な競争が招いた質の低下があるとの指摘もあります。当社としては、当社が対象者を子会社化した上で将来的に当社と対象者の開設・運営している新興市場をグループ化することで、国内新興市場におけるリーディング・マーケットを形成し、強い競争力を背景とした市場の質の向上に努めることが、当社及び対象者の直面する課題の有力な解決策となるとともに、我が国資本市場の国際競争力の強化にも繋がるものと考えています。

また、平成18年2月に稼働した当社の売買システムは、現時点で国内の証券取引所で最も優れた処理速度と2年を超える期間にわたる安定稼働実績を有しています。当社と対象者は、同一法の規制下で、ほぼ同じ種類の有価証券の売買を行っているため、対象者による当社のシステム利用は比較的容易、かつ低コストで行うことが可能であると考えられ、かかる当社のシステム利用が実現した場合には、対象者において大きなコスト削減効果が期待できます。当該システム利用により、対象者の経営状態の改善が速やかに実現できるとともに、対象者の手数料率の引下げを通じ、効率的な市場の構築も実現できるものと考えております。

これらを慎重に検討した結果、それぞれの市場の競争力の更なる強化に資するものと判断し、当社は平成20年11月18日の取締役会において、対象者の株式を公開買付けを通じて取得することを決議いたしました。

なお、本公開買付けにあたり、対象者の筆頭株主である日本証券業協会との間で、平成20年11月18日付で対象者株式の公開買付け等について契約（以下「公開買付契約」といいます。）を締結し、同協会が保有する対象者株式726,000株のうち、少なくとも501,000株について本公開買付けに応募し、かつ、70,000株を上限とする範囲内で、本公開買付けにより対象者株式の発行済株式総数の3分の2以上に相当する数の対象者株式の取得を目指す旨の当社の意向を勘案し、同協会が合理的に判断する数の対象者株式を追加的に応募する旨、及び、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付け後に開催される対象者の臨時株主総会において、同協会と事前に協議の上、当社が合理的に提案する事項につき賛成する旨の議決権行使を同協会が行うことについて合意しております。

本公開買付けについては、対象者の平成20年11月18日開催の取締役会において、賛同する旨の決議がなされております。

また、対象者の定款には、対象者の株式を譲渡する場合には取締役会の承認を受けなければならない旨が規定されていますが、当社は本公開買付けの決済の開始日以降、対象者に対して本公開買付けにより譲り受けた対象者株式の取得について対象者の取締役会の承認を請求する予定であり、対象者は平成20年11月18日開催の取締役会においてこれを承認する予定である旨を決議しています。なお、対象者の筆頭株主である日本証券業協会の本公開買付けの応募に係る対象者株式の譲渡につき、同日の取締役会においてこれを承認する旨を決議しています。

当社は、公開買付契約において、本公開買付けが成立した後、法第24条第1項但書に基づき対象者の有価証券報告書提出が免除されることを条件として、遅くとも平成21年10月末日までに、日本証券業協会から同協会が保有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しなかった残余株式の全てを取得する旨、並びに、かかる取得における対象者株式の譲渡対価は本公開買付けにおける買付価格と原則として同額とするが、本公開買付け終了後の対象者の経営成績及び財政状態並びにそれらの見込み等に重大な変動が生じた場合等に限り、当社と日本証券業協会が誠実に協議の上、かかる譲渡対価を修正することができる旨の合意をしております。

当社は、現時点において、本公開買付け後の対象者への役員派遣その他の経営参加の方法及び方針について決定しておりませんが、当社及び対象者の企業価値の向上に資するよう引き続き検討してまいります。

また、当社は、対象者を完全子会社とするために対象者株式の100%を取得することを予定しておりますが、現時点ではその方法は決定しておりません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成20年11月19日（水曜日）から平成20年12月17日（水曜日）まで（20営業日）
公告日	平成20年11月19日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成21年1月8日（木曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社大阪証券取引所  
 大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号  
 (06) 4706 - 0808  
 業務推進グループリーダー 垣崎 和久

確認受付時間 平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金7,000円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに際して参考にするため、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村証券は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村証券から平成20年11月17日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>DCF法 6,876円から7,008円</p>

	<p>D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成20年9月期以降平成28年3月期までの対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を6,876円から7,008円までと分析しております。</p> <p>当社は、平成20年3月、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選任し、同社から取得した株式価値算定書の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対する法務・財務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び対象者の主要株主である日本証券業協会との協議結果等を総合的に勘案し、平成20年11月18日に開催された当社取締役会において、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当り7,000円と決定いたしました。</p>
算定の経緯	<p>当社と対象者は、平成20年3月以降、国内新興市場におけるリーディング・マーケットを形成し、我が国資本市場の国際競争力を強化するための方法について、対象者及び対象者の筆頭株主である日本証券業協会と協議を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、平成20年8月頃、対象者を子会社化することが、両社及び我が国資本市場の国際競争力強化に繋がるとの考えに至りました。</p> <p>1株当たりの買付価格については、対象者の筆頭株主であり、我が国資本市場の健全な発展を図り、投資者の保護に資することを目的とする日本証券業協会とも協議・交渉を行い、当社において、慎重に検討を進めました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格について決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、野村證券より株式価値算定書を平成20年11月17日に取得しております。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>野村證券は、D C F 法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、当該手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>D C F 法      6,876円から7,008円</p> <p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、平成20年3月、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選任し、同社から取得した株式価値算定書の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対する法務・財務に係わるデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び対象者の主要株主である日本証券業協会との協議結果等を総合的に勘案し、平成20年11月18日に開催された当社取締役会において、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当り7,000円と決定いたしました。</p>



(3) 【買付予定の株券等の数】

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
500,001 (株)	500,001 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が、「株式に換算した買付予定数の下限」(500,001株、以下「買付予定数の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成20年11月14日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の発行済株式総数(1,000,000株)になります。



## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	500,001
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)	726,000
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成20年9月30日現在)(個)(j)	1,000,000
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	50.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ( $(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$ )(%)	72.60

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける「株式に換算した買付予定数」500,001株に係る議決権の数を記載しています。
- (注2) 「届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数を記載しています。ただし、本公開買付けにおいては、公開買付者は特別関係者との間で、特別関係者の所有する対象者株式のうち、少なくとも501,000株について本公開買付けに応募する旨の合意をしており、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」の一部を加算していません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成20年11月14日に提出した第34期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。
- (注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には応募株券等の全部の買付けを行いますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は最大100%となります。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、株券等を添えて、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

株券等を不所持にされている方は、対象者の株主名簿管理人において株券発行の手続きを行ってください。なお、株券発行の手続きには時間がかかると思われます。株券等の取得が遅れた場合、応募に間に合わない可能性があるため、対象者の株主名簿管理人に日程等を事前に確認した上で、株券発行の手続きを行ってください。

本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

他人名義の株券等は、本公開買付けの対象としておりません。他人名義の株券を保有されている応募株主等は、事前に対象者との間で譲渡承認に係る手続きを行い、対象者の株主名簿管理人にて名義書換手続きを行ったうえで、本人名義となった株券を添えて公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人において応募してください。

本公開買付けにおいては、応募を希望される株数の株券を添えて応募してください。応募を希望される株数の株券をお持ちでない場合は、あらかじめ対象者の株主名簿管理人において株券分割の手続きを行った後、応募してください。株券等を不所持にされている方は、応募を希望される株数を指定のうえ株券発行の手続きを行った後、応募してください。

（注1）本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設される場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

## おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し  
印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)  
福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート)

国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内である必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

### (注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

### (2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

### (3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

### (4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,500,007,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	100,000,000
その他(c)	10,000,000
合計(a) + (b) + (c)	3,610,007,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数の下限(500,001株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数(1,000,000株)の全てを買付けた場合の買付代金は、7,000,000,000円になり、この場合に、「買付手数料(b)」及び「その他(c)」を加えた合計額は、7,110,000,000円となります。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	12,826,467
計(a)	12,826,467

#### 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

12,826,467千円 ( (a) + (b) + (c) + (d) )

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成20年12月25日（木曜日）

（注）法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成21年1月16日（金曜日）となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、送金等の方法によりお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所への郵送等により返還します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（500,001株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（500,001株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしチ及びフないしソ、第2号、第3号イないしト、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

### (5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。



(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

- 明治11年6月 大阪株式取引所設立免許（現株式会社大阪証券取引所の前身）
- 昭和24年4月 大阪証券取引所設立（会員組織） 同年5月株券売買開始
- 昭和31年4月 債券売買開始
- 昭和36年10月 市場第二部制度導入
- 昭和41年10月 国債売買開始
- 昭和49年9月 相場情報伝達システム稼働
- 昭和58年11月 市場第二部特別指定銘柄制度（新二部市場）導入
- 昭和59年12月 特例銘柄制度導入（平成17年8月廃止）
- 昭和62年6月 株券先物取引「株先50」開始（平成4年3月休止、平成15年1月廃止）  
遠隔地会員制度導入
- 昭和63年9月 日経平均株価先物取引開始
- 昭和63年10月 株券先物取引及び日経平均株価先物取引のシステム取引開始
- 平成元年6月 日経平均株価オプション取引開始
- 平成元年12月 日経平均株価オプション取引のシステム取引開始
- 平成3年2月 株券売買の一部システム売買開始
- 平成3年12月 カントリーファンド売買取引開始
- 平成6年2月 日経300先物取引・オプション取引開始
- 平成8年1月 市場第二部制度改革、市場第二部特則銘柄制度導入
- 平成8年4月 株式売買システムと先物売買システムを統合、株式・先物売買システム稼働  
日経300先物限月間スプレッド取引開始
- 平成8年10月 外国株券上場制度導入（平成9年8月売買取引開始）
- 平成9年5月 日経平均株価先物限月間スプレッド取引開始
- 平成9年7月 株券オプション取引開始
- 平成9年12月 株券に関する立会外取引制度導入、株券売買取引の全面システム化
- 平成10年6月 業種別株価指数先物・オプション取引開始（平成12年11月取引停止）
- 平成10年12月 市場第二部特則銘柄制度を発展的に解消し新市場部銘柄制度導入（平成15年4月  
ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に統合）
- 平成11年1月 J - N E T（相対）市場開設（同月売買開始）
- 平成11年7月 転換社債券売買の全面システム化
- 平成11年11月 株式会社大阪証券会館株式を100%取得し、同社を子会社化  
株価指数先物取引及び株価指数オプション取引に関する立会外大口対当取引制度  
導入
- 平成12年2月 社会資本整備市場（P F I市場）制度導入
- 平成12年5月 ナスダック・ジャパン市場開設（同年6月売買開始）
- 平成12年6月 東京事務所設置

平成12年12月 オプティマーク市場開設（同月売買開始、平成13年6月売買休止、平成14年7月同  
市場廃止）

- 平成13年3月 京都証券取引所と合併
- 平成13年4月 株式会社大阪証券取引所に組織変更
- 平成13年6月 株価指数連動型上場投資信託受益証券（ETF）上場制度導入（同年7月売買開始）
- 平成13年12月 ベンチャーファンド上場制度導入（平成14年1月売買開始）
- 平成14年5月 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引に関する参加者間立会外大口取引制度導入
- 平成14年7月 ダウ・ジョーンズ工業株価平均（平成17年12月上場廃止）、MSCI JAPAN及びFTSE日本指数（平成16年9月上場廃止）の各先物取引開始
- 平成14年9月 東京事務所を東京支社に変更
- 平成14年11月 市場間監視グループ（ISG）に加入
- 平成14年12月 ナスダック・ジャパン市場をニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に変更
- 平成15年1月 デリバティブの清算機関として有価証券債務引受業を開始  
株式会社日本証券クリアリング機構を株券等の清算機関に指定
- 平成15年4月 IPO取引参加者制度を導入
- 平成15年7月 「ヘラクレス指数」算出・公表開始
- 平成15年12月 不動産投資信託証券（REIT）上場制度導入
- 平成16年4月 当社株式をニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に上場
- 平成16年12月 本店を大阪市中央区北浜一丁目8番16号に移転
- 平成17年2月 デリバティブ清算システムの稼働開始
- 平成17年4月 Russell/Nomura Prime Index先物取引開始
- 平成17年5月 株式会社大阪証券会館株式を平和不動産株式会社へ譲渡
- 平成17年12月 TDnetシステムへ参加
- 平成18年2月 新売買システムの完全稼働
- 平成18年5月 東京支社を東京都中央区日本橋茅場町一丁目7番1号に移転
- 平成18年7月 自主規制委員会（取締役会の内部委員会）の設置  
日経225mini取引開始
- 平成18年10月 株式分割の実施（1：3）
- 平成19年2月 株券オプション取引に係る立会外大口取引制度導入  
事業継続計画の更新
- 平成19年3月 商品価格・海外株価指数連動型上場投資信託受益証券（ETF）上場制度導入  
（同年8月 金価格連動ETF取引開始、同年10月 中国株価指数連動ETF取引開始）
- 平成19年9月 イブニング・セッション（全ての株価指数先物・オプション取引について16時30分から19時までの取引時間）の開始
- 平成19年10月 金融商品取引法に基づく自主規制委員会の設置
- 平成20年3月 新売買審査システムの稼働  
バックアップセンターの稼働

## 【会社の目的及び事業の内容】

### 会社の目的

- (1) 取引所有価証券市場の開設
- (2) 有価証券債務引受業
- (3) その他前各号に掲げる業務に附帯する業務

### 事業の内容

当社は、金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所、金融商品取引清算機関であり、取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業を主な事業としています。

金融商品取引所は、有価証券の売買等を行うために必要な取引所金融商品市場を開設し、そこに大量の有価証券の売買等の需給を集中することでその流通性を高めるとともに、需給を反映した公正な価格を形成し、かつ、それを公表するという役割を担っています。

こうした役割を担っている当社は、有価証券の売買等が公正、円滑に行われ、公益及び投資者の保護が確保されることを目的として取引所金融商品市場を開設・運営しています。

当社の開設する取引所金融商品市場（以下「大証市場」といいます。）においては、次のような取引が行われています。

#### (1) デリバティブ取引

大証市場で取引を行うことができるデリバティブ取引には、株価指数の先物取引及びオプション取引並びに有価証券オプション取引があります。

株価指数先物取引及びオプション取引には、日経平均株価及び日経株価指数300等を対象とする取引があります。特に日経平均株価先物及び日経平均株価オプションは、我が国を代表するデリバティブ商品であり、当社の事業の中核的な地位を占めています。

当社は、平成19年9月より国内の株価指数先物・オプション取引では初めてのイブニング・セッション（16時30分～19時までの時間帯における取引）を開始し、本年10月に取引時間の1時間延長を実施しているほか、平成20年2月には東京工業品取引所との間で、取引システム等のインフラに関する事項や新商品の共同開発等に関する情報交換等を目的とした相互協力協定を締結しました。

#### (2) 有価証券の売買

大証市場で売買を行うことができる有価証券には、株券、証券投資信託受益証券、内国投資証券、外国投資証券等があります。

現物有価証券市場の中核に位置付けられるのが、市場第一部・第二部及びニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」（以下「ヘラクレス」といいます。）です。当社では、我が国経済の成長を支えるこれら市場の品質と効率性・利便性の向上に取り組んでいます。なかでも平成12年に設立されたナスダック・ジャパン市場を前身とするヘラクレスは、会社創成期でのIPOを促進するとともに、投資者に有用な投資機会を提供することを目的として開設した市場であり、内外の高成長企業の株券が上場されるフラッグシップ・マーケットを目指しています。

この他、大証市場では、上場投資信託（ETF）、未公開企業や上場後5年未満の企業などいわゆる新興企業を投資対象とした会社型投資信託（ベンチャーファンド）等、特色ある商品を上場しております。なかでも、上場投資信託（ETF）については、平成19年8月に金価格連動型上場投資信託が、10月には中国株価指数連動型及び国内中小型株価指数連動型上場投資信託がそれぞれ我が国で初めて大証市場に上場しました。

こうした売買を円滑に執行するには、当社の売買・清算システムを安定的に稼働させる必要があります。このため、当社は、平成17年から18年にかけて基幹システムである清算・売買システムの全面更新を行いました。注文形態の多様化や個人投資者の市場参加拡大等を背景に、売買高・注文件数は増加傾向にあることから、本年6月末には売買システムの処理性能の増強を実施しているほか、本年3月には国内の取引所では初めて、大規模災害発生時等の有事に備えたバックアップセンターを稼働させました。

当社は、大証市場における公正性・信頼性確保のために、自主規制機関として重要な役割を担っております。自主規制業務は市場の品質管理を目的とするものであって、その具体的業務は、取引参加者の健全化・適正化を図る目的として行う「検査」、インサイダー取引・相場操縦・特定委託者等の不公正取引を監視する目的として行う「売買審査」、上場を目指す会社に対し企業経営の健全性や開示の適正性等を審査する目的として行う「上場審査」及び会社情報の適時適切な開示の実効性の確保などを通じて健全な証券市場の実現をはかることを目的として行う「上場管理」から構成されています。当社は、これら自主規制機能を強化し、大証市場に対する信頼を向上させていくことが重要であると考えています。

金融商品取引所においては、取引の清算を確実にすることも極めて重要です。このため、当社は、大証市場で行われたデリバティブ取引について、自らが金融商品取引清算機関としての役割を果たしています。清算機関の役割は、取引の売り手・買い手それぞれの相手方となって個々の信用リスクを遮断し、決済の確実な履行を確保することであり、金融商品取引清算機関がこうした役割を果たすことによって、初めて金融商品市場は十分に機能することができます。このために、当社は、参加者である証券会社の中で決済不履行が発生した場合への備えとして、金融商品取引法によって預託の受入が義務付けられている取引証拠金のほかに、清算参加者の破綻があった場合の損失を補填するための原資として先物取引等違約損失準備金（7,011百万円）を積み立てるなど、十分な財務資源の確保に努めています。

また、平成18年2月の売買システム稼働時においては、清算リスク管理プログラムを大幅に増強し、システムを通じた清算リスクのモニタリング体制を強化しました。

一方、大証市場で行われた現物株等の取引の清算については、現物株の統一的な清算機関として全国の証券取引所と日本証券業協会が共同で設立した株式会社日本証券クリアリング機構に集約しています。当社は、同機構の設立以前は自ら現物株等の売買の清算も行っており、現物株等の決済不履行に備えた違約損失準備金（2,569百万円）を積み立てていました。同機構が設立され、現物株等の清算業務が移管された後は、同準備金の積立ての趣旨に鑑み、同機構等との間に損失補償契約を締結し、同機構の清算業務において決済不履行が発生した場合には、当社は同準備金の範囲内で同機構に対し損失補償に応じることとしています。

大証市場を運営するにあたり、当社は取引部門、清算・決済部門、機器・情報部門、自主規制部門及びその他部門において以下の業務の運営及びサービスの提供等を行っております。

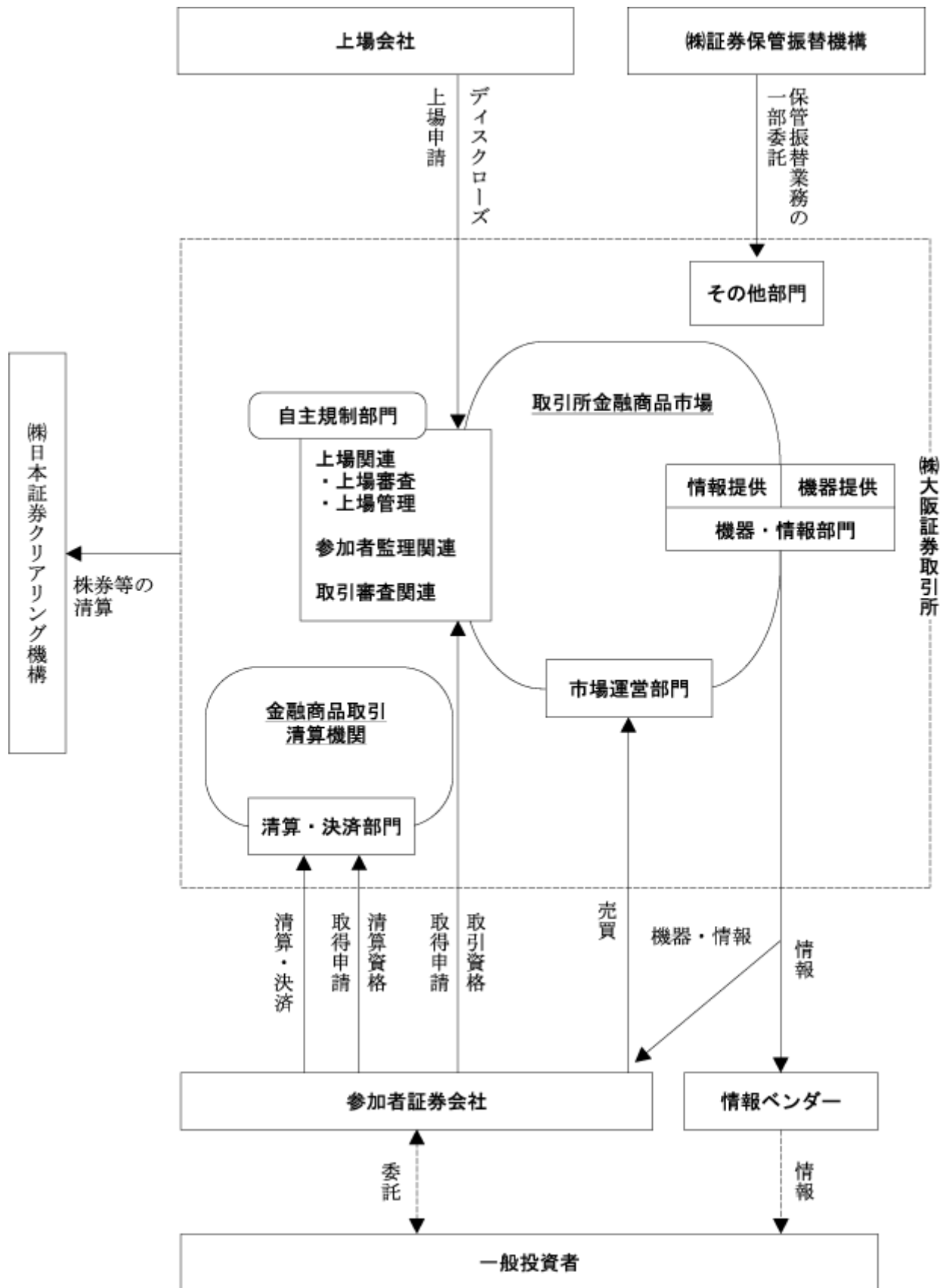
取引部門	取引管理	有価証券の売買等に関する市場施設の提供及び有価証券の売買等の管理。	
清算・決済部門	清算・決済	株価指数先物取引、株価指数オプション取引及び有価証券オプション取引に関する清算・決済。	
機器・情報部門	機器提供	有価証券の売買等に関する機器の提供。	
	情報提供	有価証券の売買等に関する情報の提供。	
自主規制部門	上場関連	上場審査	新たに上場する企業の発行する有価証券の審査。
		上場管理	上場有価証券の管理及びディスクローズ。
	参加者監理	新たに加入する参加者の審査及び参加者の監理。	
	取引審査	有価証券の売買等の内容に係る調査及び審査。	
その他部門	業務受託等	(株)証券保管振替機構からの業務受託等(注)。	

(注) 業務受託の内容は、(株)証券保管振替機構の大阪事務所として、同社の保管振替業に係る株券等の預託、交付業務を受託することです。

また、当社は事業運営に係る業務の運営、サービスの提供等に関連し、以下の収入を得ております。

収入区分	内容
参加者料金	参加者である証券会社から、基本料、売買代金等に応じた取引手数料、デリバティブ商品の清算に係る清算手数料及び注文件数に応じたアクセス料を得ております。
上場賦課金	上場会社に対し当該上場会社の上場有価証券の管理や会社情報適時開示(ディスクローズ)システム等を提供することにより、有価証券上場手数料と上場有価証券年賦課金を得ております。
機器・情報提供料	大証市場における注文・約定のリアルタイム情報や終値情報等を、証券会社や情報ベンダーに対してオンラインで提供することにより、基本料と端末料を得ております。
その他	有価証券上場審査料、印刷物収入、業務受託収入及び参加者参加金等を得ております。

大証市場の運営に係る事業系統図は次のとおりとなります。





【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成20年11月19日現在

資本金の額	発行済株式の総数
4,723,000,000円	270,000株

【大株主】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山2丁目26-1	14,787	5.5
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	11,559	4.3
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	10,215	3.8
クレディ スイス セキュリティズ(ユーエスエー)エルエルシー スペシャル・フォー エクセル・ベネ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証券業務部)	ELEVEN MADISON AVE. NEW YORK NY 10010 USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	10,031	3.7
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤスデック アカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	9,000	3.3
ガバナー アンド カンパニー オブ バンク オブ アイルランド クライアーツ (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	NEW CENTURY HOUSE INTERNATIONAL FINANCIAL SERVICES CENTER MAYOR STREET LOWER DUBLIN 1, IRELAND (東京都千代田区永田町2丁目11-1 山王パークタワー21階)	8,782	3.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	6,993	2.6
ノーザン トラスト グローバル サービスズ リミテッド リノルウェー ジャン クライアーツ アカウント (常任代理人 香港上海銀行東京支店カस्टディ業務部)	50 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5NT (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	6,788	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,784	2.5
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目4-1	4,858	1.8
計	-	89,797	33.3

- (注) 1 上記所有株式数のうち、印は全て信託業務に係る株式数であります。  
2 第8期第2四半期会計期間(平成20年7月1日～平成20年9月30日)においてフィデリティ投信㈱から平成20年7月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年6月30日現在で当社株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として第8期第2四半期会計期末現在における実質所有株式数を確認できませんので、上記「大株主」の状況には含めておりません。

なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
フィデリティ投信(株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー	19,172	7.1

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成20年11月19日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		米田 道生	昭和24年6月14日	昭和48年4月 日本銀行入行 平成7年7月 同行秋田支店長 平成10年5月 同行札幌支店長 平成12年4月 大阪証券取引所常務理事 平成13年4月 当社常務取締役 平成14年10月 当社専務取締役 平成15年12月 当社代表取締役社長(現任) 平成16年6月 大阪証券金融(株)取締役 大阪中小企業投資育成(株)取締役(現任)	40
常務取締役 (代表取締役)		小島 茂夫	昭和22年12月11日	昭和45年4月 大阪証券取引所入所 平成10年4月 大阪証券取引所人事部長 平成13年4月 当社執行役員 平成14年6月 当社取締役 平成14年10月 当社常務取締役 平成16年6月 当社代表取締役常務取締役(現任)	30
常務取締役		藤倉 基晴	昭和22年8月19日	昭和46年7月 大蔵省入省 昭和62年7月 内閣官房内閣審議官 平成元年6月 大蔵省証券局業務課投資管理室長 平成3年6月 同省国際金融局国際資本課長 平成7年5月 同省関税局総務課長 平成8年7月 同省横浜税関長 平成9年7月 国税庁長官官房国税審議官 平成12年7月 国際金融公社東京駐在特別代表 平成17年10月 当社顧問 平成18年6月 当社常務取締役(現任)	11
常務取締役		有富 和利	昭和22年10月29日	昭和49年4月 日本電信電話公社入社 平成3年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信(株)金融システム事業本部第一金融システム事業部金融ネットワーク統括部長 平成6年4月 同社同事業本部同事業部副事業部長 平成8年4月 同社中国支社長 平成11年7月 同社購買部長 平成12年9月 同社情報ネットワークビジネス事業本部カードビジネス事業部長 平成14年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・データ・フィット取締役 平成15年5月 (株)エヌ・ティ・ティ・データ中国テクシス代表取締役社長 平成18年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役(現任)	7
取締役		荒川 洋二	昭和10年1月3日	昭和34年4月 任検事 平成2年12月 神戸地方検察庁検事正 平成4年6月 大阪地方検察庁検事正 平成7年2月 高松高等検察庁検事長 平成8年5月 大阪高等検察庁検事長 平成10年2月 弁護士登録(大阪弁護士会)(現任) 平成12年7月 大阪証券取引所公益代表理事 平成13年4月 当社取締役(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
取締役		奥田 務	昭和14年10月14日	昭和39年4月 (株)大丸入社 平成3年9月 (株)大丸オーストラリア代表取締役 平成7年5月 (株)大丸取締役 平成8年5月 同社代表取締役常務取締役 平成9年3月 同社代表取締役社長 平成15年5月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成19年9月 J・フロントリテイリング(株)代表取締役社長兼最高経営責任者(現任) (株)大丸代表取締役会長(現任)	-
取締役		川本 裕子	昭和33年5月31日	昭和57年4月 (株)東京銀行入行 昭和63年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授(現任) 平成16年6月 当社取締役(現任)	-
取締役		堺屋 太一 本名:池口小太郎	昭和10年7月13日	昭和35年4月 通商産業省入省 昭和53年10月 執筆・評論活動開始 平成10年7月 国務大臣経済企画庁長官 平成12年12月 内閣特別顧問 平成13年4月 当社取締役(現任) 平成14年4月 東京大学先端科学技術研究センター客員教授 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授 平成18年4月 早稲田大学特命教授	-
取締役		松本 学	昭和25年6月19日	昭和50年4月 野村證券(株)入社 平成10年6月 同社取締役 平成13年6月 同社常務取締役 平成15年6月 野村ホールディングス(株)執行役 野村證券(株)常務執行役 平成17年4月 同社代表執行役専務執行役 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成20年4月 野村證券(株)顧問(現任)	-
取締役		森中 蕃	昭和9年11月29日	昭和27年3月 光証券(株)入社 昭和52年11月 同社取締役 昭和53年2月 同社常務取締役 昭和55年11月 同社代表取締役副社長 昭和57年11月 同社代表取締役社長 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成15年6月 光証券(株)代表取締役会長(現任) 平成16年7月 日本証券業協会大阪地区協会地区会長	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		中野 實	昭和17年1月2日	昭和42年4月 平成3年7月 平成5年7月 平成7年7月 平成13年4月 平成14年6月 平成14年10月 平成16年6月	大蔵省入省 同省中国財務局理財部長 日本証券業協会常任理事心得 同協会常務理事 当社専務取締役 当社代表取締役専務取締役 当社代表取締役副社長 当社常勤監査役(現任)	14
監査役		岩城 裕	昭和34年3月12日	昭和61年4月 平成元年4月 平成16年6月 平成19年4月	司法研修所入所 弁護士登録(大阪弁護士会)(現任) 当社補欠監査役 当社監査役(現任)	-
監査役		大津 隆文	昭和15年2月12日	昭和37年4月 平成2年6月 平成3年6月 平成5年7月 平成7年7月 平成10年6月 平成15年6月 平成19年6月 平成20年6月	大蔵省入省 同省印刷局長 電源開発(株)常務取締役 日本証券業協会常務理事 同協会専務理事 大阪証券金融(株)代表取締役社長 当社監査役(現任) 大阪証券金融(株)取締役相談役 大阪証券金融(株)相談役(現任)	-
計						102

- (注) 1 取締役 荒川洋二、奥田務、川本裕子、堺屋太一、松本学及び森中蕃は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 岩城裕及び大津隆文は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の職歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
松井 俊輔	昭和36年1月13日	平成5年4月 平成10年4月 平成15年9月 平成16年4月	弁護士登録(大阪弁護士会)(現任) 松井俊輔法律事務所開設 岩城・松井法律事務所開設 大阪簡易裁判所調停委員(現任)	-

(注) 補欠監査役松井俊輔は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

- 4 当社は、執行役員制度を導入しており、平成20年11月19日現在5名の執行役員が在任しております。

地位	氏名	担当
常務執行役員	中川 博司	経営管理本部 財務グループ
常務執行役員	山澤 光太郎	市場企画本部 市場企画グループ、業務推進グループ
常務執行役員	政次 保孝	市場運営本部 清算・決済管理グループ
執行役員	村田 雅幸	市場企画本部 上場サポートグループ、広報グループ
執行役員	丸山 雅彦	自主規制本部 上場グループ

## (2) 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第6期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第7期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。）に基づいて作成しております。

### 3 監査証明について

(1) 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、及び、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期第2四半期会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第8期第2四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

### 4 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では子会社の資産、売上高からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.0 %
売上高基準	0.0 %
利益基準	0.1 %
利益剰余金基準	0.2 %

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

### 5 四半期連結財務諸表について

当社では、平成20年5月に子会社であった「中央コンピューターサービス株式会社」を、平成20年9月に子会社であった「大証システムサービス株式会社」をそれぞれ清算したため、第2四半期累計期間において連結対象となる子会社は存在しておりません。

【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	第6期事業年度 (平成19年3月31日)		第7期事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		15,050		21,105	
2 営業未収入金		1,812		1,806	
3 有価証券		4,502		5,013	
4 前払費用		92		108	
5 取引証拠金特定資産	2	203,647		298,040	
6 清算預託金特定資産	2	1,477		15,043	
7 特別清算預託金特定資産	2	2			
8 繰延税金資産		180		308	
9 その他		11		361	
貸倒引当金		0		1	
流動資産合計		226,776	91.7	341,787	94.7
固定資産					
1 有形固定資産	1				
(1) 建物		1,042		1,171	
(2) 構築物		6		11	
(3) 情報システム機器		2,092		1,971	
(4) 工具器具備品		129		141	
(5) 土地		96		96	
(6) 建設仮勘定		127		12	
有形固定資産合計		3,495	1.4	3,403	0.9
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		8,299		8,563	
(2) ソフトウェア仮勘定		166		185	
(3) その他		12		11	
無形固定資産合計		8,478	3.5	8,761	2.4

区分	注記 番号	第6期事業年度 (平成19年3月31日)		第7期事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		7,387		5,392	
(2) 従業員長期貸付金		110		44	
(3) 関係会社長期貸付金		574		574	
(4) 長期前払費用		84		62	
(5) 差入保証金		188		187	
(6) 信託金特定資産	2	298		305	
(7) 繰延税金資産		343		589	
(8) その他		194		695	
貸倒引当金		718		720	
投資その他の資産合計		8,463	3.4	7,132	2.0
固定資産合計		20,437	8.3	19,297	5.3
資産合計		247,214	100.0	361,085	100.0



区分	注記 番号	第6期事業年度 (平成19年3月31日)		第7期事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1	未払金	402		729	
2	未払費用	507		616	
3	未払法人税等	947		3,013	
4	未払消費税等	241		208	
5	預り金	94		85	
6	取引証拠金	203,647		298,040	
7	清算預託金	1,477		15,043	
8	特別清算預託金	2			
9	賞与引当金	126		139	
10	役員賞与引当金	38		42	
11	その他	38		9	
	流動負債合計	207,524	84.0	317,928	88.0
固定負債					
1	長期借入金	2		2	
2	長期預り金	562		535	
3	信認金	298		305	
4	退職給付引当金	2,055		1,826	
5	その他	80		80	
	固定負債合計	2,999	1.2	2,750	0.8
	負債合計	210,523	85.2	320,678	88.8

区分	注記 番号	第6期事業年度 (平成19年3月31日)		第7期事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1	資本金	4,723	1.9	4,723	1.3
2	資本剰余金				
	(1) 資本準備金	4,825		4,825	
	資本剰余金合計	4,825	2.0	4,825	1.4
3	利益剰余金				
	(1) 利益準備金	322		322	
	(2) その他利益剰余金				
	違約損失準備金	2,569		2,569	
	先物取引等違約 損失準備金	7,011		7,011	
	別途積立金	5,302		5,302	
	繰越利益剰余金	11,551		15,580	
	利益剰余金合計	26,757	10.8	30,786	8.5
	株主資本合計	36,306	14.7	40,335	11.2
評価・換算差額等					
1	1   其他有価証券 評価差額金	385		71	
	評価・換算差額等合計	385	0.1	71	0.0
	純資産合計	36,691	14.8	40,406	11.2
	負債及び純資産合計	247,214	100.0	361,085	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
1 参加者料金		9,719		12,081	
2 上場賦課金		1,807		1,527	
3 機器・情報提供料		4,329		4,772	
4 その他		237	16,093	307	18,689
販売費及び一般管理費	1		9,590		9,895
営業利益			6,502		8,793
営業外収益					
1 受取利息		467		1,145	
2 受取配当金		78		58	
3 その他		16	561	34	1,238
営業外費用					
1 支払利息		2		9	
2 その他		4	6	13	23
経常利益			7,058		10,008
特別利益					
1 取引参加者過剰金		3		13	
2 システム変更損失引当 金戻入額		70			
3 貸倒引当金戻入額		5	79		13
特別損失					
1 早期退職制度割増退職 金		42		55	
2 固定資産除却損	3	206	248	41	96
税引前当期純利益			6,888		9,924
法人税、住民税 及び事業税		1,717		4,029	
法人税等調整額		365	2,082	159	3,870
当期純利益			4,806		6,054

【株主資本等変動計算書】

第6期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高（百万円）	4,723	4,825	4,825
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
利益処分による役員賞与			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計 （百万円）			
平成19年3月31日残高（百万円）	4,723	4,825	4,825

	株主資本							株主資本合計
	利益剰余金						利益剰余金 合計	
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
		違約損失準備金	先物取引等違約 損失準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高（百万円）	322	2,569	7,011	5,302	8,163	23,369	32,918	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					1,395	1,395	1,395	
利益処分による役員賞与					24	24	24	
当期純利益					4,806	4,806	4,806	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計 （百万円）					3,387	3,387	3,387	
平成19年3月31日残高（百万円）	322	2,569	7,011	5,302	11,551	26,757	36,306	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高（百万円）	740	740	33,659
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			1,395
利益処分による役員賞与			24
当期純利益			4,806
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	355	355	355
事業年度中の変動額合計 （百万円）	355	355	3,031
平成19年3月31日残高（百万円）	385	385	36,691



第7期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	4,723	4,825	4,825
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計 (百万円)			
平成20年3月31日残高(百万円)	4,723	4,825	4,825

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
		違約損失準備金	先物取引等違約 損失準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高(百万円)	322	2,569	7,011	5,302	11,551	26,757	36,306
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					2,025	2,025	2,025
当期純利益					6,054	6,054	6,054
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計 (百万円)					4,029	4,029	4,029
平成20年3月31日残高(百万円)	322	2,569	7,011	5,302	15,580	30,786	40,335

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	385	385	36,691
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			2,025
当期純利益			6,054
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	313	313	313
事業年度中の変動額合計 (百万円)	313	313	3,715
平成20年3月31日残高(百万円)	71	71	40,406

【キャッシュ・フロー計算書】

		第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益		6,888	9,924
減価償却費		2,623	3,142
貸倒引当金の増加額(減少額)		5	2
退職給付引当金の減少額		462	228
役員退職慰労引当金の減少額		89	
賞与引当金の増加額		30	13
役員賞与引当金の増加額		38	3
システム変更損失引当金の減少額		142	
固定資産除却損		206	41
受取利息及び受取配当金		545	1,204
支払利息		2	9
営業未収入金の減少額(増加額)		471	4
未払費用の増加額(減少額)		25	109
未払消費税の増加額(減少額)		136	33
早期退職制度割増退職金		42	55
その他		124	312
小計		8,102	11,527
利息及び配当金の受取額		387	1,160
利息の支払額		2	12
法人税等の支払額		3,086	1,984
法人税等の還付額		83	
早期退職制度割増退職金の支払額		42	55
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
		5,442	10,636
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
定期預金の預入による支出		6,000	6,129
定期預金の払戻による収入		6,000	6,000
有価証券の取得による支出		1,991	1,997
有価証券の償還による収入		3,500	5,000
有形固定資産の取得による支出		972	669
無形固定資産の取得による支出		2,337	2,337
投資有価証券の取得による支出		1,499	2,041
貸付金の回収による収入		35	19
その他		0	
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
		3,266	2,155
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
配当金の支払額		1,393	2,023
長期借入金の返済による支出		0	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
		1,394	2,024
現金及び現金同等物の増加額		781	6,456
現金及び現金同等物の期首残高		8,268	9,050
現金及び現金同等物の期末残高		9,050	15,506

重要な会計方針

項目	第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によって おります。</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっ ております。</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの 主として期末日前1ヶ月の市場 価格平均に基づく時価法によっ ております。評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定して おります。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっ ております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方 法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。</p> <p>建物 15～50年 情報システム 2～6年 機器</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアに ついては当社における利用可能 期間(5年)に基づいておりま す。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。 なお、償却期間については、 法人税法に規定する方法と同一 の基準によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備 えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上して おります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>



項目	第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により当期から費用処理することとしております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 会計処理の変更

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は36,691百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>役員賞与に関する会計基準 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ38百万円減少しております。</p>	

## 追加情報

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>平成17年4月1日に参加者に係る料金体系の見直しを実施し、従来の定額負担金、定率負担金及び特別賦課金からなる「取引参加者負担金」から、基本料、取引手数料、清算手数料及びアクセス料からなる「参加者料金」へ料金体系を移行いたしました。平成18年3月期は移行期間として新旧の体系で計算した料金の和を2で除した金額を適用しておりましたが、平成19年3月期は、移行期間が終了したため、損益計算書の営業収益の科目として、参加者料金を表示しております。</p>	<p>平成19年4月1日に当社規則である業務方法書を改正し、特別清算預託金は廃止し、清算預託金に統合しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第6期事業年度 (平成19年3月31日)	第7期事業年度 (平成20年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 2,957百万円</p> <p>2 取引証拠金特定資産等                      当社では、約定時から決済時までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、各清算参加者から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて、当社の規則上他の資産と区分して管理されているため、貸借対照表上、その目的ごとに区分して表示しております。</p> <p>3 担保受入金融資産の時価評価額                      貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。                      取引証拠金代用有価証券 368,454百万円                      信託金代用有価証券 616百万円                      清算預託金代用有価証券 770百万円                      特別清算預託金代用有価証券 995百万円                      上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。</p> <p>4 偶発債務                      株式会社日本証券クリアリング機構(以下、「クリアリング機構」という。)他6社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行、または不履行の恐れが生じたことに起因して、クリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成14年9月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。                      なお、当社の損失補償限度額は、2,569百万円であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 3,615百万円</p> <p>2 取引証拠金特定資産等                      同左</p> <p>3 担保受入金融資産の時価評価額                      貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。                      取引証拠金代用有価証券 461,706百万円                      信託金代用有価証券 325百万円                      清算預託金代用有価証券 42,918百万円                      上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。</p> <p>4 偶発債務                      同左</p>

( 損益計算書関係 )

第 6 期事業年度 ( 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日 )	第 7 期事業年度 ( 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日 )																																																										
<p>1 販売費及び一般管理費</p> <p>販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属する費用であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,623百万円</td> </tr> <tr> <td>給与手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">1,632百万円</td> </tr> <tr> <td>機器・情報提供費</td> <td style="text-align: right;">916百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">923百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">428百万円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td style="text-align: right;">853百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">73百万円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費 428百万円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>情報システム機器</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">101百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">206百万円</td> </tr> </table>	減価償却費	2,623百万円	給与手当及び賞与	1,632百万円	機器・情報提供費	916百万円	業務委託費	923百万円	研究開発費	428百万円	修繕費	853百万円	賞与引当金繰入額	126百万円	役員賞与引当金繰入額	38百万円	退職給付費用	73百万円	建物	2百万円	情報システム機器	85百万円	工具器具備品	15百万円	ソフトウェア	101百万円	その他	0百万円	計	206百万円	<p>1 販売費及び一般管理費</p> <p>販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属する費用であります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,142百万円</td> </tr> <tr> <td>給与手当及び賞与</td> <td style="text-align: right;">1,556百万円</td> </tr> <tr> <td>機器・情報提供費</td> <td style="text-align: right;">972百万円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">865百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">85百万円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td style="text-align: right;">1,010百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">139百万円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">42百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費 85百万円</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>情報システム機器</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td>撤去費用</td> <td style="text-align: right;">35百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">41百万円</td> </tr> </table>	減価償却費	3,142百万円	給与手当及び賞与	1,556百万円	機器・情報提供費	972百万円	業務委託費	865百万円	研究開発費	85百万円	修繕費	1,010百万円	賞与引当金繰入額	139百万円	役員賞与引当金繰入額	42百万円	退職給付費用	31百万円	建物	4百万円	情報システム機器	0百万円	工具器具備品	1百万円	撤去費用	35百万円	計	41百万円
減価償却費	2,623百万円																																																										
給与手当及び賞与	1,632百万円																																																										
機器・情報提供費	916百万円																																																										
業務委託費	923百万円																																																										
研究開発費	428百万円																																																										
修繕費	853百万円																																																										
賞与引当金繰入額	126百万円																																																										
役員賞与引当金繰入額	38百万円																																																										
退職給付費用	73百万円																																																										
建物	2百万円																																																										
情報システム機器	85百万円																																																										
工具器具備品	15百万円																																																										
ソフトウェア	101百万円																																																										
その他	0百万円																																																										
計	206百万円																																																										
減価償却費	3,142百万円																																																										
給与手当及び賞与	1,556百万円																																																										
機器・情報提供費	972百万円																																																										
業務委託費	865百万円																																																										
研究開発費	85百万円																																																										
修繕費	1,010百万円																																																										
賞与引当金繰入額	139百万円																																																										
役員賞与引当金繰入額	42百万円																																																										
退職給付費用	31百万円																																																										
建物	4百万円																																																										
情報システム機器	0百万円																																																										
工具器具備品	1百万円																																																										
撤去費用	35百万円																																																										
計	41百万円																																																										

(株主資本等変動計算書関係)

第6期事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	第5期事業年度末	増加	減少	第6期事業年度末
普通株式(株)	90,000	180,000		270,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。  
 株式分割による増加 180,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	855	9,500	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年10月24日 取締役会	普通株式	540	6,000	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が第6期事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が第7期事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,215	4,500	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第7期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	第6期事業年度末	増加	減少	第7期事業年度末
普通株式(株)	270,000			270,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,215	4,500	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年10月23日 取締役会	普通株式	810	3,000	平成19年9月30日	平成19年12月3日

(2) 基準日が第7期事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が第8期事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,350	5,000	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 15,050百万円	現金及び預金勘定 21,105百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金 6,000百万円	預金期間が3ヶ月を超える定期預金 5,599百万円
現金及び現金同等物 9,050百万円	現金及び現金同等物 15,506百万円

(リース取引関係)

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)						
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引						
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額						
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額 相当額 (百万円)</td> <td style="text-align: right;">減価償却累 計額相当額 (百万円)</td> <td style="text-align: right;">期末残高 相当額 (百万円)</td> </tr> </table>	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額 相当額 (百万円)</td> <td style="text-align: right;">減価償却累 計額相当額 (百万円)</td> <td style="text-align: right;">期末残高 相当額 (百万円)</td> </tr> </table>	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)					
取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)					
情報システム機器 24 13 10	情報システム機器 24 18 6						
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額						
1年以内 4百万円	1年以内 3百万円						
1年超 6百万円	1年超 2百万円						
合計 11百万円	合計 6百万円						
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額						
支払リース料 5百万円	支払リース料 5百万円						
減価償却費相当額 5百万円	減価償却費相当額 4百万円						
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円						
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 同左						
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 同左						

(有価証券関係)

第6期事業年度(平成19年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価評価のあるもの

区分		貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債	1,498	1,499	0
	その他			
	小計	1,498	1,499	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債	8,497	8,459	37
	その他			
	小計	8,497	8,459	37
合計		9,996	9,958	37

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	530	1,178	648
合計	530	1,178	648

3 第6期事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

4 第6期事業年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当事項はありません。



5 時価評価されていない主な有価証券の内訳及び貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	704
金銭信託	10
合計	714

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
国債・地方債	4,500	5,500		
その他				
合計	4,500	5,500		

7 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

第7期事業年度(平成20年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価評価のあるもの

区分		貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債	6,999	7,012	13
	その他			
	小計	6,999	7,012	13
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債	2,001	2,000	1
	その他			
	小計	2,001	2,000	1
合計		9,000	9,013	12

2 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	530	651	120
合計	530	651	120

3 時価評価されていない主な有価証券の内訳

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	744
金銭信託	10

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
満期保有目的の債券				
国債・地方債	5,000	4,000		
その他				
合計	5,000	4,000		

(デリバティブ取引関係)

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																								
<p>1 採用している退職給付制度の概要                      確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,463百万円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,463百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">566百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金( + + )</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,055百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 当期において退職金制度の変更が行われたことにより、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">111百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用( + + + )</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">73百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 過去勤務債務の費用処理額については、過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。</p>	退職給付債務	1,463百万円	未積立退職給付債務	1,463百万円	未認識数理計算上の差異	566百万円	未認識過去勤務債務	24百万円	退職給付引当金( + + )	2,055百万円	勤務費用	111百万円	利息費用	24百万円	数理計算上の差異の費用処理	58百万円	過去勤務債務の費用処理	2百万円	退職給付費用( + + + )	73百万円	<p>1 採用している退職給付制度の概要                      確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,225百万円</td> </tr> <tr> <td>未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,225百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">579百万円</td> </tr> <tr> <td>未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金( + + )</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,826百万円</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">87百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理</td> <td style="text-align: right;">74百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用( + + + )</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 過去勤務債務の費用処理額については、過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。</p>	退職給付債務	1,225百万円	未積立退職給付債務	1,225百万円	未認識数理計算上の差異	579百万円	未認識過去勤務債務	22百万円	退職給付引当金( + + )	1,826百万円	勤務費用	87百万円	利息費用	21百万円	数理計算上の差異の費用処理	74百万円	過去勤務債務の費用処理	2百万円	退職給付費用( + + + )	31百万円
退職給付債務	1,463百万円																																								
未積立退職給付債務	1,463百万円																																								
未認識数理計算上の差異	566百万円																																								
未認識過去勤務債務	24百万円																																								
退職給付引当金( + + )	2,055百万円																																								
勤務費用	111百万円																																								
利息費用	24百万円																																								
数理計算上の差異の費用処理	58百万円																																								
過去勤務債務の費用処理	2百万円																																								
退職給付費用( + + + )	73百万円																																								
退職給付債務	1,225百万円																																								
未積立退職給付債務	1,225百万円																																								
未認識数理計算上の差異	579百万円																																								
未認識過去勤務債務	22百万円																																								
退職給付引当金( + + )	1,826百万円																																								
勤務費用	87百万円																																								
利息費用	21百万円																																								
数理計算上の差異の費用処理	74百万円																																								
過去勤務債務の費用処理	2百万円																																								
退職給付費用( + + + )	31百万円																																								

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
退職給付見込額の期間配分法 割引率	期間定額基準 1.5% (期首時点 の計算において 適用した割引率 は1.0%でありま したが、期末時点 において再検討 を行った結果、割 引率を1.5%に変 更しております。)	退職給付見込額の期間配分法 割引率	同左 1.5 %
数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生時の 従業員の平均残 存勤務期間以内 の一定の年数に よる定額法によ り翌事業年度か ら費用処理する こととしており ます。)	数理計算上の差異の処理年数	同左
過去勤務債務の処理年数	10年 (発生時の 従業員の平均残 存勤務期間以内 の一定の年数に よる定額法によ り当事業年度か ら費用処理する こととしており ます。)	過去勤務債務の処理年数	10年 (発生時の 従業員の平均残 存勤務期間以内 の一定の年数に よる定額法によ り発生した事業 年度から費用処 理することとし ております。)

(ストック・オプション等関係)

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

第6期事業年度 (平成19年3月31日)	第7期事業年度 (平成20年3月31日)																																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>退職給付引当金</td><td>834百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産減価償却</td><td>132百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産減価償却</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>84百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>499百万円</td></tr> <tr><td>長期前払費用償却</td><td>121百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>51百万円</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価額</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>98百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>2,056百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>1,269百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>787百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>263百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>263百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table> <tr><td></td><td>523百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	834百万円	無形固定資産減価償却	132百万円	有形固定資産減価償却	37百万円	貸倒引当金	84百万円	研究開発費	499百万円	長期前払費用償却	121百万円	賞与引当金	51百万円	ゴルフ会員権評価額	79百万円	役員退職慰労引当金	32百万円	未払事業税	85百万円	その他	98百万円	繰延税金資産小計	2,056百万円	評価性引当額	1,269百万円	繰延税金資産合計	787百万円	その他有価証券評価差額金	263百万円	繰延税金負債合計	263百万円		523百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>退職給付引当金</td><td>741百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産減価償却</td><td>128百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産減価償却</td><td>89百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>89百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>381百万円</td></tr> <tr><td>長期前払費用償却</td><td>111百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>56百万円</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価額</td><td>79百万円</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>222百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>68百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>2,001百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>1,055百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>946百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>48百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>48百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table> <tr><td></td><td>897百万円</td></tr> </table>	退職給付引当金	741百万円	無形固定資産減価償却	128百万円	有形固定資産減価償却	89百万円	貸倒引当金	89百万円	研究開発費	381百万円	長期前払費用償却	111百万円	賞与引当金	56百万円	ゴルフ会員権評価額	79百万円	長期未払金	32百万円	未払事業税	222百万円	その他	68百万円	繰延税金資産小計	2,001百万円	評価性引当額	1,055百万円	繰延税金資産合計	946百万円	その他有価証券評価差額金	48百万円	繰延税金負債合計	48百万円		897百万円
退職給付引当金	834百万円																																																																				
無形固定資産減価償却	132百万円																																																																				
有形固定資産減価償却	37百万円																																																																				
貸倒引当金	84百万円																																																																				
研究開発費	499百万円																																																																				
長期前払費用償却	121百万円																																																																				
賞与引当金	51百万円																																																																				
ゴルフ会員権評価額	79百万円																																																																				
役員退職慰労引当金	32百万円																																																																				
未払事業税	85百万円																																																																				
その他	98百万円																																																																				
繰延税金資産小計	2,056百万円																																																																				
評価性引当額	1,269百万円																																																																				
繰延税金資産合計	787百万円																																																																				
その他有価証券評価差額金	263百万円																																																																				
繰延税金負債合計	263百万円																																																																				
	523百万円																																																																				
退職給付引当金	741百万円																																																																				
無形固定資産減価償却	128百万円																																																																				
有形固定資産減価償却	89百万円																																																																				
貸倒引当金	89百万円																																																																				
研究開発費	381百万円																																																																				
長期前払費用償却	111百万円																																																																				
賞与引当金	56百万円																																																																				
ゴルフ会員権評価額	79百万円																																																																				
長期未払金	32百万円																																																																				
未払事業税	222百万円																																																																				
その他	68百万円																																																																				
繰延税金資産小計	2,001百万円																																																																				
評価性引当額	1,055百万円																																																																				
繰延税金資産合計	946百万円																																																																				
その他有価証券評価差額金	48百万円																																																																				
繰延税金負債合計	48百万円																																																																				
	897百万円																																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>税額控除</td><td>5.5%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>還付法人税等</td><td>3.7%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>30.2%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2%	税額控除	5.5%	住民税均等割	0.1%	評価性引当額	0.1%	還付法人税等	3.7%	その他	1.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.2%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>税額控除</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>2.2%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>39.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%	税額控除	0.0%	住民税均等割	0.1%	評価性引当額	2.2%	その他	0.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.0%																														
法定実効税率	40.6%																																																																				
(調整)																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2%																																																																				
税額控除	5.5%																																																																				
住民税均等割	0.1%																																																																				
評価性引当額	0.1%																																																																				
還付法人税等	3.7%																																																																				
その他	1.1%																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.2%																																																																				
法定実効税率	40.6%																																																																				
(調整)																																																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%																																																																				
税額控除	0.0%																																																																				
住民税均等割	0.1%																																																																				
評価性引当額	2.2%																																																																				
その他	0.5%																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.0%																																																																				

( 企業結合等関係 )

第 6 期事業年度 ( 自平成18年 4 月 1 日 至平成19年 3 月31日 )	第 7 期事業年度 ( 自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日 )
該当事項はありません。	同左

( 持分法損益等 )

第 6 期事業年度 ( 自平成18年 4 月 1 日 至平成19年 3 月31日 )	第 7 期事業年度 ( 自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日 )
関連会社がないため、該当事項はありません。	同左

【関連当事者との取引】

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左



( 1株当たり情報 )

第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	135,893円25銭	1株当たり純資産額	149,654円65銭
1株当たり当期純利益	17,802円21銭	1株当たり当期純利益	22,422円92銭
<p>当社は、平成18年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。</p> <p>前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度の(1株当たり情報)の各数値は以下のとおりであります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
1株当たり純資産額	124,574円85銭		
1株当たり当期純利益	11,993円32銭		
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>			

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第6期事業年度 (平成19年3月31日)	第7期事業年度 (平成20年3月31日)
貸借対照表の 純資産の部の合計額 (百万円)	36,691	40,406
普通株式に係る 純資産額 (百万円)	36,691	40,406
差額の主な内訳 (百万円)		
普通株式の 発行済株式数 (株)	270,000	270,000
普通株式の自己株式数 (株)		
1株当たり純資産額の算定 に用いられた普通株式の数 (株)	270,000	270,000

2 1株当たり当期純利益

項目	第6期事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第7期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
損益計算書上の 当期純利益 (百万円)	4,806	6,054
普通株式に係る 当期純利益 (百万円)	4,806	6,054
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式の 期中平均株式数 (株)	270,000	270,000

(重要な後発事象)

第6期事業年度 (平成19年3月31日)	第7期事業年度 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

【四半期財務諸表】  
【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 8 期 第 2 四半期会計期間末 (平成20年 9 月30日)	第 7 期事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,079	21,105
営業未収入金	1,721	1,806
有価証券	4,011	5,013
前払費用	132	108
取引証拠金特定資産	<sup>2</sup> 215,382	<sup>2</sup> 298,040
清算預託金特定資産	<sup>2</sup> 12,392	<sup>2</sup> 15,043
繰延税金資産	308	308
その他	424	361
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	261,451	341,787
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,280	1,171
構築物（純額）	9	11
情報システム機器（純額）	1,749	1,971
工具、器具及び備品（純額）	129	141
土地	96	96
建設仮勘定	0	12
有形固定資産合計	<sup>1</sup> 3,267	<sup>1</sup> 3,403
無形固定資産		
ソフトウェア	8,260	8,563
ソフトウェア仮勘定	414	185
その他	11	11
無形固定資産合計	8,686	8,761
投資その他の資産		
投資有価証券	4,386	5,392
従業員に対する長期貸付金	43	44
関係会社長期貸付金	-	574
長期前払費用	72	62
差入保証金	183	187
信認金特定資産	<sup>2</sup> 293	<sup>2</sup> 305
繰延税金資産	591	589
その他	660	695
貸倒引当金	160	720
投資その他の資産合計	6,071	7,132
固定資産合計	18,024	19,297
資産合計	279,475	361,085

(単位：百万円)

	第 8 期 第 2 四半期会計期間末 (平成20年 9 月30日)	第 7 期事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	375	729
未払費用	461	616
未払法人税等	1,196	3,013
未払消費税等	70	208
預り金	4,221	85
取引証拠金	215,382	298,040
清算預託金	12,392	15,043
賞与引当金	125	139
役員賞与引当金	21	42
その他	8	9
流動負債合計	234,256	317,928
固定負債		
長期借入金	2	2
長期預り金	521	535
信認金	293	305
退職給付引当金	1,831	1,826
その他	169	80
固定負債合計	2,818	2,750
負債合計	237,074	320,678
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,723	4,723
資本剰余金		
資本準備金	4,825	4,825
資本剰余金合計	4,825	4,825
利益剰余金		
利益準備金	322	322
その他利益剰余金		
違約損失準備金	2,569	2,569
先物取引等違約損失準備金	7,011	7,011
別途積立金	5,302	5,302
繰越利益剰余金	17,578	15,580
利益剰余金合計	32,784	30,786
株主資本合計	42,333	40,335
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	67	71
評価・換算差額等合計	67	71
純資産合計	42,400	40,406
負債純資産合計	279,475	361,085

【四半期損益計算書】  
 第2四半期累計期間

(単位：百万円)

	第8期 第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
営業収益	
参加者料金	5,608
上場賦課金	589
機器・情報提供料	2,523
その他	177
営業収益合計	8,899
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 5,151
営業利益	3,747
営業外収益	
受取利息	685
受取配当金	43
その他	17
営業外収益合計	746
営業外費用	
支払利息	6
その他	4
営業外費用合計	10
経常利益	4,482
特別利益	
貸倒引当金戻入額	61
取引参加者過剰金	5
特別利益合計	66
特別損失	
その他	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	4,548
法人税等	<sup>2</sup> 1,201
四半期純利益	3,347

第2四半期会計期間

(単位：百万円)

	第8期 第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
営業収益	
参加者料金	2,793
上場賦課金	316
機器・情報提供料	1,272
その他	82
営業収益合計	4,465
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 2,608
営業利益	1,856
営業外収益	
受取利息	314
その他	3
営業外収益合計	317
営業外費用	
支払利息	3
その他	3
営業外費用合計	6
経常利益	2,166
特別利益	
貸倒引当金戻入額	4
取引参加者過剰金	5
特別利益合計	9
特別損失	
その他	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	2,176
法人税等	<sup>2</sup> 236
四半期純利益	1,940

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

第8期	
第2四半期累計期間	
(自 平成20年4月1日	
至 平成20年9月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	4,548
減価償却費	1,848
貸倒引当金の増減額（は減少）	559
退職給付引当金の増減額（は減少）	4
賞与引当金の増減額（は減少）	14
役員賞与引当金の増減額（は減少）	20
受取利息及び受取配当金	728
支払利息	6
営業債権の増減額（は増加）	85
未払費用の増減額（は減少）	154
未払消費税等の増減額（は減少）	137
預り金の増減額（は減少）	4,136
その他	449
小計	9,464
利息及び配当金の受取額	716
利息の支払額	10
法人税等の支払額又は還付額（は支払）	2,978
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,192
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	6,500
定期預金の払戻による収入	4,099
有価証券の取得による支出	3,497
有価証券の償還による収入	5,500
有形固定資産の取得による支出	360
無形固定資産の取得による支出	1,521
貸付金の回収による収入	2
その他	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,299
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
配当金の支払額	1,349
長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,349
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,542
現金及び現金同等物の期首残高	15,506
現金及び現金同等物の四半期末残高	19,049

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

第8期第2四半期会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

第8期第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

第8期第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

第8期第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 税金費用の計算

当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

第8期第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	第7期事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 4,005百万円</p> <p>2 取引証拠金特定資産等                      当社では、約定時から決済時までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、各清算参加者から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて、当社の規則上他の資産と区分して管理されているため、四半期貸借対照表上、その目的ごとに区分して表示していません。</p> <p>3 担保受入金融資産の時価評価額                      四半期貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。                      取引証拠金代用有価証券 432,709百万円                      信託金代用有価証券 279百万円                      清算預託金代用有価証券 36,523百万円                      上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。</p> <p>4 偶発債務                      株式会社日本証券クリアリング機構(以下、「クリアリング機構」という。)他6社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行、または不履行の恐れが生じたことに起因して、クリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成14年9月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点またはクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。                      なお、当社の損失補償限度額は、2,569百万円であります。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 3,615百万円</p> <p>2 取引証拠金特定資産等                      当社では、約定時から決済時までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、各清算参加者から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて、当社の規則上他の資産と区分して管理されているため、貸借対照表上、その目的ごとに区分して表示してあります。</p> <p>3 担保受入金融資産の時価評価額                      貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。                      取引証拠金代用有価証券 461,706百万円                      信託金代用有価証券 325百万円                      清算預託金代用有価証券 42,918百万円                      上記代用有価証券は、有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。</p> <p>4 偶発債務                      同左</p>



(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

第8期第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費	
販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属する費用であります。	
減価償却費	1,848百万円
給与手当及び賞与	681百万円
機器・情報提供費	506百万円
業務委託費	440百万円
修繕費	513百万円
賞与引当金繰入額	125百万円
役員賞与引当金繰入額	21百万円
退職給付費用	7百万円
2 税効果会計の適用に当たり「簡便法」を採用しておりますので、法人税等調整額を含めた金額で一括掲記しております。	

第2四半期会計期間

第8期第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1 販売費及び一般管理費	
販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属する費用であります。	
減価償却費	945百万円
給与手当及び賞与	312百万円
機器・情報提供費	255百万円
業務委託費	216百万円
修繕費	259百万円
賞与引当金繰入額	94百万円
役員賞与引当金繰入額	7百万円
退職給付費用	3百万円
2 税効果会計の適用に当たり「簡便法」を採用しておりますので、法人税等調整額を含めた金額で一括掲記しております。	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

第8期第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	27,079百万円
預金期間が3ヶ月を超える 定期預金	8,030百万円
現金及び現金同等物	19,049百万円



(株主資本等関係)

第8期第2四半期会計期間末(平成20年9月30日)及び第8期第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	第8期 第2四半期会計期間末
普通株式(株)	270,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,350	5,000	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が第8期第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が第8期第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年10月28日 取締役会	普通株式	繰越利益剰余金	1,080	4,000	平成20年9月30日	平成20年12月1日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第8期四半期会計期間におけるリース取引残高は、第7期事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、第7期事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。



(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

第8期第2四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

第8期第2四半期会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

第8期第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	第7期事業年度末 (平成20年3月31日)
157,039円06銭	149,654円65銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第8期第2四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	第7期事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	42,400	40,406
普通株式に係る純資産額(百万円)	42,400	40,406
差額の主な内訳(百万円)		
普通株式の発行済株式数(株)	270,000	270,000
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数(株)	270,000	270,000

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第8期第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	第8期第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益 12,399円80銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 -円	1株当たり四半期純利益 7,186円51銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 -円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	第8期第2四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	第8期第2四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	3,347	1,940
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,347	1,940
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	270,000	270,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【届出書提出日現在における株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に 該当する株券等の数
株券	726,000 (株)	(株)	(株)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	726,000		
所有株券等の合計数	726,000		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に 該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		



(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に 該当する株券等の数
株券	726,000（株）	（株）	（株）
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 （ ）			
株券等預託証券 （ ）			
合計	726,000		
所有株券等の合計数	726,000		
（所有潜在株券等の合計 数）	（ ）		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

氏名又は名称	日本証券業協会
住所又は所在地	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
職業又は事業の内容	協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資すること
連絡先	連絡者 日本証券業協会 総務部長 猪貝 昌弘 連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 電話番号 03 - 3667 - 8451
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

【所有株券等の数】

日本証券業協会

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に 該当する株券等の数
株券	726,000（株）	（株）	（株）
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 （ ）			
株券等預託証券 （ ）			
合計	726,000		

所有株券等の合計数	726,000		
( 所有潜在株券等の合計数 )	( )		

## 2 【株券等の取引状況】

### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社の特別関係者である日本証券業協会は、当社との間で、平成20年11月18日付で公開買付契約を締結しました。同契約において、日本証券業協会は、同協会が保有する対象者株式726,000株のうち、少なくとも501,000株について本公開買付けに応募し、かつ、70,000株を上限とする範囲内で、本公開買付けにより対象者株式の発行済株式総数の3分の2以上に相当する数の対象者株式の取得を目指す旨の当社の意向を勧告し、同協会が合理的に判断する数の対象者株式を追加的に応募する旨、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付け後に開催される対象者の臨時株主総会において当社と事前に協議の上、当社が合理的に提案する事項につき賛成する旨の議決権行使を同協会が行う旨、並びに、本公開買付けが成立した後、法第24条第1項但書に基づき対象者の有価証券報告書提出が免除されることを条件として、遅くとも平成21年10月末日までに、当社が日本証券業協会から同協会が保有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しなかった残余株式の全てを取得する旨、並びに、かかる取得における対象者株式の譲渡対価は本公開買付けにおける買付価格と原則として同額とするが、本公開買付け終了後の対象者の経営成績及び財政状態並びにそれらの見込み等に重大な変動が生じた場合等に限り、当社と日本証券業協会が誠実に協議の上、かかる譲渡対価を修正することができる旨の合意をしております。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

当社と日本証券業協会は、平成20年11月18日付で公開買付契約を締結し、同契約において、本公開買付けが成立した後、法第24条第1項但書に基づき対象者の有価証券報告書提出が免除されることを条件として、遅くとも平成21年10月末日までに、当社が日本証券業協会から同協会が保有する対象者株式のうち、本公開買付けに応募しなかった残余株式の全てを取得する旨、並びに、かかる取得における対象者株式の譲渡対価は本公開買付けにおける買付価格と原則として同額とするが、本公開買付け終了後の対象者の経営成績及び財政状態並びにそれらの見込み等に重大な変動が生じた場合等に限り、当社と日本証券業協会が誠実に協議の上、かかる譲渡対価を修正することができる旨の合意をしております。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

当社と対象者は、対象者におけるシステム関連費用の効率化等の観点から、平成21年9月を目途に、対象者が当社の売買システム等（以下「当社システム」といいます。）を利用することで、システムを統合することについて合意しています。かかるシステム統合のため、当社システムに対する所要の改造を実施する必要があるため、当社と対象者は、当該改造に関する要件の検討を当社が受託し、対象者は、当該改造にかかる費用37百万円を当社に負担する旨の委託契約を締結しております。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

本公開買付けについては、対象者の平成20年11月18日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。

また、対象者の定款には、対象者の株式を譲渡する場合には取締役会の承認を受けなければならない旨が規定されていますが、当社は本公開買付けの決済の開始日以降、対象者に対して本公開買付けにより譲り受けた対象者株式の取得について対象者の取締役会の承認を請求する予定であり、対象者は平成20年11月18日開催の取締役会においてこれを承認する予定である旨を決議しています。なお、対象者の筆頭株主である日本証券業協会の所有する対象者株式の譲渡につき、同日の取締役会においてこれを承認する旨を決議しています。

当社と対象者は、平成20年11月18日付で、対象者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済完了日後3ヶ月以内に、法第24条第1項但書に従って有価証券報告書提出の免除を申請する旨を合意しています。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月	平成18年3月期 (第31期)	平成19年3月期 (第32期)	平成20年3月期 (第33期)
営業収益	13,640百万円	10,278百万円	7,397百万円
販売費及び一般管理費	7,979百万円	7,804百万円	7,620百万円
営業外収益	22百万円	62百万円	89百万円
営業外費用	6百万円	- 百万円	- 百万円
当期純利益(当期純損失)	3,363百万円	1,443百万円	1,477百万円

(注) 上記は対象者が平成18年6月27日に提出した第31期有価証券報告書、平成19年6月25日に提出した第32期有価証券報告書、平成20年6月13日に提出した第33期有価証券報告書より引用しています。

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月	平成18年3月期 (第31期)	平成19年3月期 (第32期)	平成20年3月期 (第33期)
1株当たり当期純損益	3,313.16円	1,443.23円	1,477.27円
1株当たり配当額	204.00円	144.00円	- 円
1株当たり純資産額	14,762.53円	16,038.29円	14,457.99円

(注) 上記は対象者が平成18年6月27日に提出した第31期有価証券報告書、平成19年6月25日に提出した第32期有価証券報告書、平成20年6月13日に提出した第33期有価証券報告書より引用しています。

### 2 【株価の状況】

対象者の株式は、金融商品取引所に上場されておられませんので、該当事項はありません。

### 3 【株主の状況】

#### (1) 【所有者別の状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 - ）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	0	0	131	1	0	0	0	132	-
所有株式数（株）	0	0	274,000	726,000	0	0	0	1,000,000	-
所有株式数の割合（%）	0.00	0.00	27.40	72.60	0.00	0.00	0.00	100.00	-

（注1）会社法に定める単元株式数は定めておりません。

（注2）「金融商品取引業者」には、金融商品取引業者の株式を所有することにより、当該金融商品取引業者の事業活動を支配することを目的とする持株会社等が含まれております。

（注3）上記（注1及び2も含む。）は対象者の平成20年6月13日提出の第33期有価証券報告書より引用していません。

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本証券業協会	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	726	72.60
日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内2-3-2	8	0.80
SBIイー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木1-6-1	4	0.40
日の出証券株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2-3-9	4	0.40
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-4-1	4	0.40
アヴァロン湘南証券株式会社	東京都港区愛宕2-5-1	2	0.20
アーク証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-2-2	2	0.20
アルプス証券株式会社	長野県上田市常田2-3-3	2	0.20
阿波証券株式会社	徳島県徳島市寺島本町西1-5	2	0.20
その他の金融商品取引業者等(123社)		246	24.60
計		1,000	100.00

(注1) その他の金融商品取引業者等の「金融商品取引業者」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第1条第31号二に規定する金融商品取引業者をいいます。

(注2) その他の金融商品取引業者等123社の所有株式数は、各社とも2,000株であり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、各社とも0.20%であります。

(注3) 上記(注1及び2も含む。)は対象者の平成20年6月13日提出の第33期有価証券報告書より引用しています。

対象者は、平成20年11月14日に第34期第2四半期報告書を提出しており、同四半期報告書によると、平成20年9月30日現在の大株主の状況は以下のとおりです。

平成20年9月30日現在			
氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本証券業協会	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	726	72.60
日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内2-3-2	8	0.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	4	0.40
日の出証券株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2-2-14	4	0.40
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-4-1	4	0.40
アイディーオー証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-11	2	0.20
アヴァロン湘南証券株式会社	東京都渋谷区渋谷2-1-12	2	0.20
アーク証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-2-2	2	0.20
阿波証券株式会社	徳島県徳島市寺島本町西1-5	2	0.20
その他の証券会社等 (123社)		246	24.60
計		1,000	100.00

(注1) その他の証券会社等123社の所有株式数は、各社とも2,000株であり、発行済株式総数に対する所有株式の割合は、各社とも0.20%であります。

(注2) なお、平成20年9月1日付で、エムアンドエヌホールディングス株式会社並びに対象者株式をそれぞれ2,000株ずつ所有する丸和証券株式会社及びネットウィング証券株式会社が合併し、合併新会社である株式会社証券ジャパンが対象者株式を4,000株(発行済株式総数に対する所有株式の割合は0.40%)所有するに至っております。なお、当該合併に関連する対象者株式の所有者の異動に係る対象者の株主名簿記載事項の変更は平成20年10月1日以降に行われたため、対象者の第34期第2四半期報告書にはかかる事実は反映されておられません。



【役員】

(1) 取締役の状況

平成20年6月13日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
筒井 高志	取締役			
小林 繁治	取締役			
川村 雄介	取締役			
五味 純	取締役			
日野 正晴	取締役			
平田 公一	取締役			
計				

- (注1) 取締役 川村雄介、五味純、日野正晴、平田公一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注2) 対象者は、会社法に基づく委員会設置会社であります。各委員会の体制については次のとおりであります。  
指名委員会 委員 筒井 高志 委員 川村 雄介 委員 日野 正晴  
監査委員会 委員 日野 正晴 委員 川村 雄介 委員 平田 公一  
報酬委員会 委員 筒井 高志 委員 五味 純 委員 平田 公一
- (注3) 対象者は、金融商品取引法に基づく自主規制委員会を設置しております。同委員会の体制については次のとおりであります。  
委員 川村 雄介 委員 小林 繁治 委員 日野 正晴
- (注4) 対象者の第34期第2四半期報告書(平成20年11月14日提出)によれば、第33期有価証券報告書(平成20年6月13日提出)提出後、当該四半期報告書提出日までに取締役の異動はありません。
- (注5) 上記(注1ないし3も含む。)は対象者の平成20年6月13日提出の第33期有価証券報告書より引用しています。

(2) 執行役の状況

平成20年6月13日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
筒井 高志	代表執行役社長			
小林 繁治	代表執行役常務	自主規制責任者 自主規制本部長		
徳原 信博	常務執行役	ステークホルダーズ 本部長 I P Oサポート部長		
船戸 弘	常務執行役	C I O 市場本部長		
細井 朗	常務執行役	経営管理本部長		
両國 太輔	執行役	自主規制本部副本部 長		
計				

- (注1) 代表執行役 筒井高志は、株式会社ジャスダック・システムソリューションの取締役を兼務しております。
- (注2) 常務執行役 船戸弘は、株式会社ジャスダック・システムソリューションの代表取締役を兼務しております。
- (注3) 対象者の第34期第2四半期報告書(平成20年11月14日提出)によれば、第33期有価証券報告書(平成20年6月13日提出)提出後、当該四半期報告書提出日までに執行役の異動はありません。

(注4) 上記(注1及び2も含む。)は対象者の平成20年6月13日提出の第33期有価証券報告書より引用していません。

4 【その他】

対象者は、平成20年10月27日に、平成21年3月期第2四半期決算短信を公表し、平成20年11月14日に、第34期第2四半期報告書を関東財務局長に提出しております。当該公表等に基づく同四半期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表等の内容の概要は、対象者が公表等を行った内容の一部を抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

損益の状況（連結）

	第34期第2四半期連結累計期間 (平成20年4月1日～平成20年9月30日)
営業収益（百万円）	2,850
営業費用（百万円）	3,455
営業損失（百万円）	605
営業外収益（百万円）	46
経常損失（百万円）	558
四半期純損失（百万円）	4,545

1株当たりの状況（連結）

	第34期第2四半期連結累計期間 (平成20年4月1日～平成20年9月30日)
1株当たり四半期純損失（円）	4,545.46
1株当たり純資産（円）	10,006.60